

ちょっと早いけど雪対策を！ 高齢者世帯の雪片付けを支援します！

事業内容…門口等の雪片付けを行います。

*屋根の雪下ろしは除きます。

*実施者は、公益社団法人五所川原市シルバー人材センター等が実施します。

対象…市内に居住するおおむね65歳以上の住民税非課税世帯に属する高齢者世帯で、自立した生活を維持していくために門口除雪等の支援が必要な方

利用時間…8:00～18:00(1日1回1時間以内です)

利用者負担…1時間以内600円

申込期限…10月29日(金)

*期限を過ぎての申し込みは要相談とします。また、大雪等の場合は、すぐに対応できない場合があります。

申込先…介護保険サービスを利用し、担当のケアマネージャー(介護支援専門員)がいる場合はその事業所へ、その他は下記の在宅介護支援センターへお申し込みください。

問い合わせ先…地域包括支援センター 内線2445

施設名	電話	地区
市浦在宅介護支援センター	62-3303	市浦地区
金木在宅介護支援センター	54-1051	金木地区
祥光苑在宅介護支援センター	36-3300	三好、毘沙門、中川(新宮除く)
白生会在宅介護支援センター	33-3102	五小学区、新宮、松島(太刀打・一野坪)
五所川原市社会福祉協議会在宅介護支援センター	34-3400	南小学区、一ツ谷

施設名	電話	地区
青山荘在宅介護支援センター	35-5225	飯詰、松島町、松島(金山・米田・唐笠柳・石岡・吹畑・漆川)、長橋(松野木・神山・戸沢)
さかえ在宅介護支援センター	38-3000	栄(湊・姥蒨・稲実)、みどり町、松島(水野尾)、長橋(浅井・野里・福山)、中央五丁目、中央六丁目
うめた在宅介護支援センター	28-2829	梅田、中泉、七ツ館、広田
あかね在宅介護支援センター	29-3532	七和、長橋(豊成)

空き地を地域の雪寄せ場として活用してみませんか？

住宅密集地に空き地を所有している方が、空き地を地域の雪寄せ場として町内会に無償で貸し付けした場合、固定資産税の一部を減免します。

固定資産税の減額割合…雪寄せ場部分の固定資産税の3分の1



主な要件

- ▷町内会に雪寄せ場として無償で土地を貸すこと
- ▷町内会と使用貸借契約を締結すること(契約書は市で用意します)
- ▷地域住民が広く利用できる場所であること
- ▷貸付期間は、原則としてその年の12月から翌年3月までの4カ月間

町内会の遵守事項

- ▷市で用意した雪寄せ場を示す看板を町内会で設置し、適正に管理すること
- ▷利用者は地域住民とすること
- ▷雪寄せ場の排雪は町内会で対応すること
- ▷貸付期間終了後は、町内会が清掃し原状復旧すること

申請期間…10月1日(金)～10月29日(金)

申請方法

▷地域雪寄せ場の申請

雪寄せ場候補地がある町内の会長に申し出てください。町内会長の承諾を得ることができたら、申請書へ必要事項を記入の上、土木課まで提出してください。その後、市から決定通知書が届いたら、町内会長と契約を取り交わしてください。申請書は土木課窓口で配布します。

▷固定資産税の減免申請

翌年の5月に届く「固定資産税納税通知書」に同封されている「減免申請書」に記入の上、税務課または各総合支所総合窓口係へ提出してください。

地域雪寄せ場の申請手続先

土木課 内線2617
 金木総合支所産業建設係 内線3111
 市浦総合支所産業建設係 内線4043

固定資産税の減免申請手続先

税務課 内線2262
 金木総合支所総合窓口係 内線3136
 市浦総合支所総合窓口係 内線4055